

事業名	鳥獣被害自衛対策支援事業(わなの購入費補助)
事業の目的	農林水産物を生産する者が行う自衛対策を支援することにより、本市における鳥獣による農林水産物被害の防止及び軽減を図るため
対象者	下記①②③を全て満たす者 ①大分市に居住する農林水産物を生産する者で、イノシシ、タヌキ、アナグマ等による被害の自衛を目的に「わな」による駆除を市内の自己所有地にて行おうとする者。 ②わな猟免許所持者。 ③鳥獣の保護および管理並びに狩猟の適正化に関する法律第58条第3号に規定する損害の賠償について環境省令で定める要件を備えている者(共済事業の被共済者にあつては、給付額が損害保険会社の被保険者にあつては保険金額が、それぞれ3,000万円以上であること。または、これらに準ずる資力信用を有すること)。
事業内容	自衛捕獲で使用するわな購入費の一部助成

【助成内容】

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
中型獣類捕獲用わな設置事業	中型獣類(タヌキ・アナグマ等)を対象とした捕獲用わなの購入費または製作にかかわる資材購入費	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(※)とし、10,000円を限度とする。
大型獣類捕獲用わな設置事業	大型獣類(イノシシ・シカ等)を対象とした捕獲用わなの購入費または製作にかかわる資材購入費	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(※)とし、箱わな又は罠いわなは60,000円を、くくりわなは20,000円を限度とする。

※1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額

【その他】

留意事項	・購入するわなの基数に上限はありませんが、補助金額の限度は各事業で定めたとおりとします。 ・一年度に申請できるのは、一事業、一種類の罠のみとします。 ・補助金交付決定前にわなを購入した場合は、補助を受けることができません。 ・予算が無くなり次第終了。
手続き	詳しくは、林業水産課まで連絡下さい。 電話番号:585-6021 【申請時提出書類】 ・交付申請書、誓約書、事業計画書、収支予算書、市税等滞納調査同意書、見積書の写し、わな猟免許の写し、わな猟による事故を賠償する保険契約(※)などの写し ※対象者③を証明できる資料の写し
根拠法令等	大分市鳥獣被害自衛対策支援事業補助金交付要綱